

令和2年度第1回本庄市総合教育会議 次第

日 時：令和2年9月30日（水）
午後2時00分～
場 所：児玉総合支所会議室A・B

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

①本庄市における公民館事業について（意見交換）

②塙保己一遺徳顕彰事業について（意見交換）

5. その他

6. 閉 会

【配布資料】

資料 1：本庄市における公民館事業について

資料 2：塙保己一遺徳顕彰事業について

参考資料 1：本庄市総合教育会議運営要綱

本庄市における公民館事業について

○現状

1 市内の公民館

本庄市内には、市民の最も身近な生涯学習施設として、また市民のふれあいの場として、本庄地域と児玉地域で中心となる公民館 2 館、地区公民館 9 館を設置している。

・中心となる公民館

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ①本庄公民館 | 本庄市東台 5-2-33 |
| ②児玉中央公民館 | 〃 児玉町金屋 728-2 (児玉文化会館セルディ内) |

・地区公民館

- | | |
|---------|---------------------------|
| ③本庄東公民館 | 本庄市日の出 2-8-28 |
| ④本庄西公民館 | 〃 小島 1-10-4 |
| ⑤本庄南公民館 | 〃 今井 377-2 |
| ⑥藤田公民館 | 〃 牧西 1210-3 |
| ⑦仁手公民館 | 〃 仁手 665-1 |
| ⑧旭公民館 | 〃 都島 238-1 |
| ⑨北泉公民館 | 〃 早稲田の杜 5-12-29 |
| ⑩児玉公民館 | 〃 児玉町八幡山 368 (児玉総合支所アスパ内) |
| ⑪共和公民館 | 〃 児玉町蛭川 915-5 |

本庄地域では、合併以前から小学校の通学区に地区公民館を設置している。

本庄公民館は、平成 23 年度で市が同和対策事業を終了したことに伴い、隣保館(東台会館)から公民館に変更になった。また、平成 27 年 5 月に本庄市中央公民館が廃止になったため、本庄地域の中心の公民館となった。

児玉公民館及び児玉公民館別館は、平成 27 年に児玉総合支所(アスパこだま)の新設に伴い、アスパこだま内に統合移転した。また、児玉公民館別館については、廃止された。

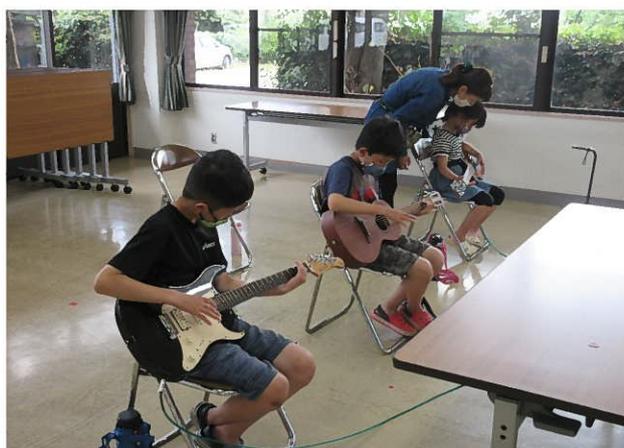
2 公民館の事業

公民館では、成人を対象とした各種講座や小学生を対象とした夏休み子ども体験教室、利用者団体との共催によるクラブ活動発表会などを開催している。

事業については、各公民館の館長が企画、立案し、担当職員と協議して開催している。毎月、館長会議を開催し、これらの事業について情報交換を行っている。

▽令和元年度公民館事業 計

| 事業名 | 開催回数 (回) | 参加人数 (人) |
|--------------|----------|----------|
| 主催講座 (青少年教育) | 75 | 1,391 |
| 主催講座 (成人教育) | 361 | 5,742 |
| 主催講座 (高齢者教育) | 262 | 5,239 |
| 主催講座 (女性教育) | 20 | 810 |
| 講座 計 | 718 | 13,182 |
| クラブ活動発表会 | 18 | 2,709 |



夏休みギター教室



冬休み書き初め教室



リズムファイティング教室



歴史講座～本庄の偉人たちの活躍

3 公民館の利用

公民館は、生涯学習施設として各種のクラブ活動に利用されるほか、行政機関、教育団体、一般団体等に会議や講演会の場として提供している。

▽令和元年度公民館利用 計

| 事業名 | 開催回数（回） | 参加人数（人） |
|---------|---------|---------|
| クラブ利用等 | 8, 789 | 81, 807 |
| 講演会・会議等 | 2, 665 | 32, 866 |

公民館の利用では、クラブ活動による利用が最も多くなっている。

▽令和元年度各公民館のクラブ・年間利用者数等 合計

| 施設名 | クラブ数 | クラブ人数 | 開催回数 | 年間利用者数 |
|---------|------|--------|---------|----------|
| 本庄公民館 | 20 | 232 | 911 | 9, 064 |
| 本庄東公民館 | 24 | 343 | 1, 836 | 19, 459 |
| 本庄西公民館 | 29 | 390 | 1, 329 | 16, 896 |
| 本庄南公民館 | 28 | 246 | 1, 604 | 14, 477 |
| 藤田公民館 | 17 | 289 | 701 | 8, 527 |
| 仁手公民館 | 12 | 98 | 604 | 5, 287 |
| 旭公民館 | 18 | 190 | 616 | 6, 657 |
| 北泉公民館 | 30 | 301 | 1, 210 | 10, 590 |
| 児玉中央公民館 | 35 | 419 | 885 | 7, 692 |
| 児玉公民館 | 30 | 533 | 1, 495 | 20, 674 |
| 共和公民館 | 30 | 447 | 999 | 11, 241 |
| 合計 | 273 | 3, 488 | 12, 190 | 130, 564 |

クラブ数、クラブ人数は、例年ほぼ横ばい状態で推移している。

4 職員の配置

本庄公民館、児玉中央公民館は、館長を含め、4名の市職員を置いている。地区公民館については、会計年度任用職員として公募により館長を選任している。また、本庄公民館と児玉中央公民館の職員4名が、地区公民館9館の担当職員として、事業運営や施設管理等で館長を支援している。

5 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ため、令和2年4月6日から6月14日まですべての公民館を休館した。6月15日の開館以後は、感染予防対策として、貸室の利用人数制限（1人当たり4㎡の確保）、利用者にはマスク着用、手指の消毒、利用後の備品等の消毒、利用団体の利用者の連絡先の把握等をお願いしている。

開館直後の利用人数は大きく減少していたが、7～8月にかけて回復し、9月には新型コロナウイルス発生前の7～8割程度に回復している。公民館の主催講座は8月中旬から徐々に再開し、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保等、感染予防に配慮しながら実施している。

○課題

1 施設の老朽化

市内の公民館は、昭和50年代に建築された施設が多く、建築後40年程度経過している。そのため、建物や設備に経年劣化が原因による不具合の修繕が増加している。また、新耐震基準に適合していない（本庄、仁手、旭、北泉、共和公民館、耐震性未確認）、バリアフリーに対応していない施設がある。

必要な修繕等を実施して、利用者にとって安全で使いやすい施設として整備していく必要がある。

2 施設による利用者の偏り

公民館により利用人数の偏りが見受けられる。市街地の東、西、南、北泉公民館、アスパアこだま内の児玉公民館などは利用者が多く、藤田、仁手、旭公民館は利用者が少ない。

地域の人口の差によるためやむを得ない面もあるが、利用者の少ない施設にもできるだけ利用を促す必要がある。

3 性別、年代別による利用者の偏り

公民館は、女性の利用が多く（全体の70～80%）、男性の利用が少ない。また、年代としては、60～70才代の利用が最も多く（全体の80～90%）、若い世代の利用はほとんど見られない。

講座等の事業で工夫することにより、男性や幅広い世代の利用を促していきたい。

塙保己一遺徳顕彰事業について

1 塙保己一先生遺徳顕彰会の顕彰事業について

○概 要

顕彰会では塙先生を本庄市のシンボルとし、広く国内外に向け塙先生の遺徳と事績を顕彰、その精神の普及を図っている。内容は総会、塙先生の遺徳を偲ぶ顕彰祭、県主催による塙保己一賞表彰式の協力等。

なお、市からの補助金は18万円、令和元年度会費収入は84万2千円。

○経 過

- ・「総検校塙保己一先生遺徳顕彰会」は、旧児玉町では各種団体の長により構成。
- ・平成18年1月の合併を期に顕彰会設立委員会により協議し、平成19年7月26日に市民参加・市民協働の組織として年会費の会員による「総検校塙保己一先生遺徳顕彰会」を設立。

○現 況

- ・総会（総検校塙保己一先生遺徳顕彰会主催）

令和2年度総検校塙保己一先生遺徳顕彰会の総会は書面決議により実施。

- ・顕彰祭（総検校塙保己一先生遺徳顕彰会主催）

塙先生の命日である9月12日（土）に開催。

令和2年は、墓所で没後200回忌の墓前祭と、児玉文化会館セルディで遺徳顕彰祭を開催。没後200回忌記念誌「総検校塙保己一先生の顕彰活動のあゆみ」を刊行し、顕彰祭の出席者に配布。



没後200回忌墓前祭



令和2年度総検校阪和保己一先生遺徳顕彰祭

- ・第 14 回埼玉県塙保己一賞表彰式（本庄市が共催 顕彰会が協力）

期日：令和 2 年 12 月 19 日（土）予定 会場：児玉文化会館（セルディ）。

埼玉県が平成 19 年度より実施。障害がありながらも顕著な活躍をしている方を顕彰している。

- ・役員会、事業部会

塙保己一先生没後 195 周年を記念して上越新幹線本庄早稲田駅北口に 15 歳の塙保己一少年像を建立した。

事業部会では各種団体等からの依頼により顕彰会事業委員を派遣して遺徳顕彰の啓発活動を行っている。また、令和 3 年度の没後 200 周年に向けて塙先生の「(仮称) 塙保己一ものがたり」の小冊子の作成を進めている。



本庄早稲田駅北口 旅立ちの朝公園
15 歳の少年像

○会 費

- ・個人会員一口 1,000 円（年会費）
- ・賛助会員（団体）一口 10,000 円（年会費）

○会員数の推移

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 個人（人） | 516 | 462 | 444 | 388 | 357 |
| 賛助団体 | 40 | 32 | 38 | 38 | 35 |

※令和 2 年度は 9 月 15 日現在 297 人、30 団体

○課 題

- ・会員数は顕彰会発足当時に個人会員が 923 人、翌年度に 742 人となって以降、減少傾向にある。
- ・塙保己一は埼玉県の三偉人の一人でありながら、市外の人には業績があまり知られていない。また、その偉業について詳しく知らない人が多い。

○今後について

- ・没後 200 周年の節目の機会を捉え、塙保己一の精神と、業績を広く内外に広めていく。
- ・令和 3 年度に子供向けの物語を作成し、市内の小学生に配布予定。(その後、入学する新 1 年生に毎年配布。)

2 本庄市の顕彰事業について

・英語版パンフレット作成

令和元年度に塙保己一の生涯と偉業を漫画や写真を用いてわかりやすく紹介した英語版パンフレットを作成。市内 6 高校に配布。新聞記事を見た県内外（千葉、茨城、兵庫）からの依頼者に送付（18 件）。

・啓発看板の修繕

H28 八幡山 R254 沿い（神川町との境界付近）

H30 高関R462 沿い（関越自動車道 I C から児玉方面へ）

R1 秋山R254 沿い（美里町との境界付近）



高関地内 看板修繕 H30

・映像化に向けた働きかけ

NHK さいたま放送局を訪問（平成 30 年）

・庁内に「本庄市塙保己一没後 200 周年記念事業庁内検討委員会」を設置

第 1 回会議 令和 2 年 8 月 31 日

第 2 回会議 令和 2 年 9 月 24 日 開催

3 市民団体の活動状況

・「塙保己一物語劇化実行委員会」

群読劇で啓発活動

『群読劇 塙保己一物語』

平成 28 年 児玉文化会館セルディ

平成 29 年 本庄市民文化会館

平成 30 年 ワープ上里



- ・「塙保己一を講談で聴く会」実行委員会 講談で啓発活動



令和元年

児玉町保木野 龍清寺

演目：「若き日の塙保己一と根岸肥前守」

- ・塙保己一プロジェクト事務局 児玉商工会
「巾着とお守り」作成し、啓発活動
- ・ほがらか遊水館学童 ほがらかむさし子宝合唱隊 歌で啓発活動
- ・ほきの六点会 点訳による啓発活動

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成 27 年 11 月 16 日

告示第 435 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、[地方教育行政の組織及び運営に関する法律\(昭和 31 年法律第 162 号\)](#)[第 1 条の 4](#)の規定に基づき、本庄市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、[第 2 条](#)の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第 7 条 市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、[前条ただし書](#)の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 会議録には、市長及び市長が指名する 1 人の構成員が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第10条 [次の各号](#)のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第11条 市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 [この要綱](#)に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

[この告示](#)は、公示の日から施行する。